

高根沢町 学校教育基本計画

ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって

未来をたくましく生き抜く子どもを育てます



令和8年度▷令和 12 年度

高根沢町教育委員会

目 次

第1章 高根沢町学校教育基本計画の概要

1	計画策定の趣旨	5
2	計画の位置づけ	6
3	計画の範囲	6
4	計画の期間	6
5	計画の構成	7

第2章 学校教育の現状と課題

1	国や県の教育政策の動向	9
2	高根沢町の学校教育の現状	11
3	これからの高根沢町の学校教育の課題	14

第3章 高根沢町学校教育ビジョン

1	学校教育の基本理念	19
2	学校教育の基本目標	20
3	学校教育の基本的方向性	21
4	基本施策・主な取組	21
5	重点取組・成果指標	32

第4章 キャリア教育の推進

1	キャリア教育の推進について	35
2	キャリア教育で育む力	36
3	高根沢町が目指すキャリア教育	37
4	学年段階のキャリア発達の目標	38

第5章 英語教育の推進

1	英語教育の推進について	41
2	「グローバルな活躍ができる人材」の全体像と教育目標	41
3	高根沢町が目指す英語教育モデル	42
4	9年間の英語力到達目標	42

第6章 高根沢町小中一貫教育の推進に向けて

1	これまでの小中一貫教育の取組・・・・・・・・・・	51
2	小中一貫教育のとらえ方及び基本的な考え方・・・・・・・・	53
3	小中一貫教育の目指す児童生徒像・・・・・・・・・・	54
4	小中一貫教育の基本方針・・・・・・・・・・	55
5	小中一貫教育のねらい・・・・・・・・・・	57
6	小中一貫教育の内容・・・・・・・・・・	59
7	小中一貫教育のための推進組織・・・・・・・・・・	62

第7章 計画の実現にあたって

1	計画の実現に向けて・・・・・・・・・・	71
---	---------------------	----

第 1 章

高根沢町学校教育

基本計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

第1章 高根沢町学校教育基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、児童生徒を取り巻く教育環境は大きく変化しています。GIGAスクール構想によりICT化が進み、タブレット端末の活用やオンライン授業が普及しました。

一方、SNSの普及に伴う「見えないいじめ」や不登校の増加など、心のケアの重要性も高まっています。今後はAIを活用した個別最適化された学びや、多様性を尊重するインクルーシブ教育が進展され、教育は「受け身から主体へ」「均一から多様へ」「対面からデジタルへ」と大きな転換期を迎えており、児童生徒の学ぶ権利と心の健やかさを両立させる教育の実現が求められています。

このような社会情勢の中、現行の学習指導要領は、子どもたちが将来の社会を力強く生き抜くための力を育むことを目的として改訂されました。中心となる理念は「社会に開かれた教育課程」であり、学校が地域や家庭と連携することが重視されています。また、「主体的・対話的で深い学び」（いわゆるアクティブ・ラーニング）を通じて、思考力や表現力を育てる学習が推進され、育成すべき資質・能力は、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で構成されています。

また、栃木県においては令和8年から「とちぎ教育ビジョン（2026―2030）」が策定され、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」を基本理念として、今後5年間の本県教育行政の基本的な方向性が示されています。

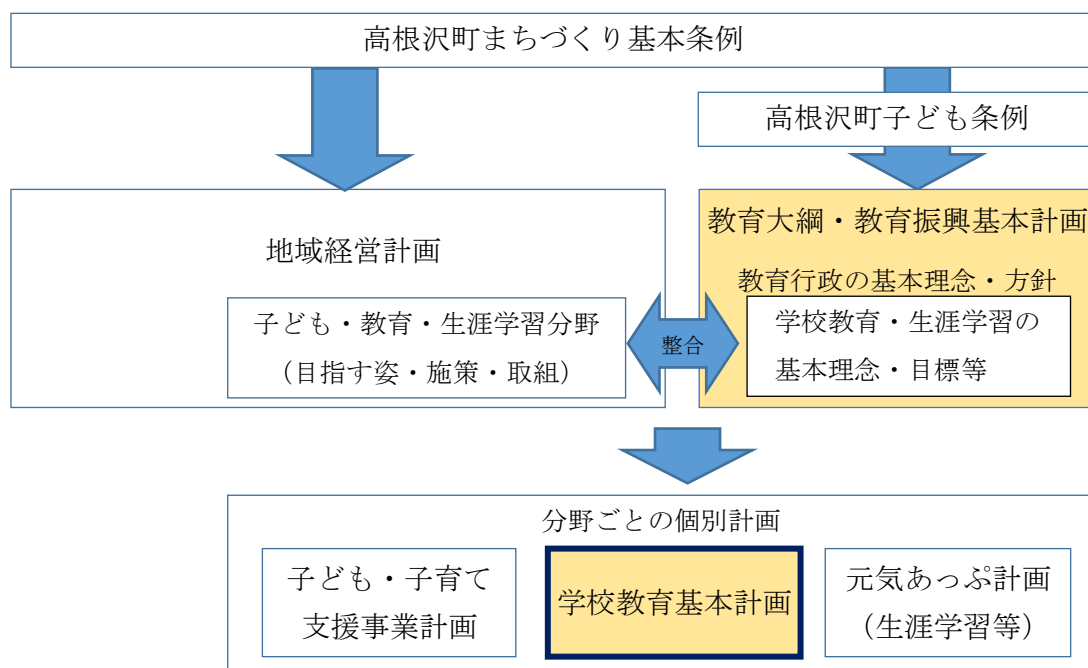
本町においては、「高根沢町まちづくり基本条例」が求める「まちづくりを担う人づくり」を目指し、「高根沢町子ども条例」の基本理念のもと、町全体で総合的・継続的に子ども施策の推進を図っています。また、「高根沢町地域経営計画2026基本計画」に基づいて教育施策が実施され、令和8年4月から始まります。

本町の町立学校は、小学校が6校と中学校が2校（うち小学校1校と中学校1校が施設併設型）あり、それぞれ学校規模や地域の実態は様々です。そこで、地域の特色を活かした学校づくりを推進し、また、本町で長年取り組んできた幼小連携事業の成果を生かし、さらに小中一貫教育を推進してきたことにより、各学校が特色を認め、高め合いながら同じ目標に向かい、目指す人づくりを進めています。

高根沢町教育委員会では、国や県の教育振興基本計画を参酌するとともに、「高根沢町地域経営計画2026基本計画」（令和8年度～令和12年度）との整合を図って策定した「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」に基づき、本町の学校教育が目指す方向性や取組の内容を明らかにして、小中一貫教育をもとにした特色ある学校づくりを目指すため、ここに「高根沢町学校教育基本計画」（令和8年度～令和12年度）を策定します。

2 計画の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項、及び教育基本法第17条第2項の規定に基づく「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」は、本町における教育行政全体の基本理念や方針等を示すものであり、本計画「高根沢町学校教育基本計画」（令和8年度～令和12年度）は、当該基本理念等のもと、本町の学校教育が目指す具体的方向性や取組内容を示した「学校教育分野の個別計画」に位置づけられるものです。



3 計画の範囲

町教育委員会が所管する学校教育に関する分野を計画の範囲とします。

4 計画の期間

計画期間は、「高根沢町地域経営計画2026」（令和8年度～令和12年度）の計画期間、「高根沢町教育大綱・教育振興基本計画」（令和8年度～令和12年度）の計画期間と合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 計画の構成

本計画は、主に「高根沢町学校教育ビジョン」と「高根沢町小中一貫教育の推進」について示し、第1章から第7章で構成しています。特に小中一貫教育の推進ではビジョンの実現に向け町内の全小中学校が重点的に取り組む内容を示しています。

第1章では、高根沢町学校教育基本計画の策定の趣旨、計画の位置付け・範囲・期間・構成について示します。

第2章では、国や県の教育施策の動向、高根沢町の学校教育の現状と課題について示します。

第3章では、学校教育の基本理念、基本目標、基本的方向性、基本施策・主な取組、重点取組・成果指標について示します。

第4章では、キャリア教育の推進について示します。

第5章では、英語教育の推進について示します。

第6章では、小中一貫教育の推進について示します。

第7章では、計画の実現に向けた取組を示します。

第2章

学校教育の現状と課題

- 1 国や県の教育政策の動向
- 2 高根沢町の学校教育の現状
- 3 これからの高根沢町の
学校教育の課題

第2章 学校教育の現状と課題

1 国や県の教育政策の動向

(1) 第4期教育振興基本計画

第4期教育振興基本計画（2023～2027年度）は、急速に変化する社会に対応し、教育を通じて持続可能な未来を築くことを目的とした中期的指針です。柱となるのは「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」であり、主体性・創造力・課題解決力を育み、幸福感や社会貢献意識を高める教育の推進を目指しています。

【5つの基本的な方針】

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 現行の学習指導要領

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から現行の学習指導要領が全面実施となりました。生きていくうえで必要な「生きる力」を育むとともに、これからの社会がどんなに変化し予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する人材の育成を目指していくものです。現行の学習指導要領の主な内容は次のとおりです。

【現行の学習指導要領の主な内容】

- ①社会に関かれた教育課程の実現を目指す。
- ②社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、三つの力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく育む。
- ③カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る。
- ④主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して授業を改善する。

(3) とちぎ教育ビジョン (2026 - 2030)

社会の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっている VUCA¹ の時代と呼ばれる現代社会において、次代を担う子どもたちは、激しい変化が止まることのない時代の中で生きていくことが求められています。

このような時代の中で、誰もが生き生きとした人生を送り、社会全体でも幸せや豊かさを享受できるようにするためには、次のことが重要となります。

一人一人の子どもを主語にする教育の実現を目指し、教員に求められる役割を子どもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していく

子どもを取りまく状況が多様化、複雑化する中、誰もが幸せや生きがいを感じながら、豊かな可能性を開花できるようにしていく

豊かな発想力や専門性を身に付け、他者と協働しながら社会の変化に積極果敢に挑戦し、未来を描けるようにしていく

—基本理念—

誰もが自分の可能性を開花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します

基本目標Ⅰ 誰もが安全に安心して学べる学校をつくる

- 1 学校安全の徹底・充実
- 2 児童・生徒指導の充実

基本目標Ⅱ ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む

- 3 多様なニーズに対応した教育の充実
- 4 人権尊重の精神を育む教育の充実

基本目標Ⅲ 新たな価値を創造する力を育む

- 5 これからの時代に求められる資質・能力の育成
- 6 持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

基本目標Ⅳ ふるさとの未来を担う力を育む

- 7 学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実
- 8 ふるさとを愛し生涯学び続ける人材の育成

基本目標Ⅴ ふるさとを愛し生涯学び続ける人材の育成

- 9 教育 DX の推進
- 10 学校の魅力化・特色化の推進

1 「Volatility: 変動性」、「Uncertainty: 不確実性」、「Complexity: 複雑性」、「Ambiguity: 曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

2 高根沢町の学校教育の現状

本町の学校教育の現状を明らかにするため、「学校教育基本計画」（令和3年度～令和7年度）の学校教育の基本施策の区分ごとに、高根沢町の学校教育の現状をまとめました。

（１）「学校教育基本計画」（令和3年度～令和7年度）の学校教育の主な取組・主な事業の実施内容

◆確かな学力の育成

- ▶ 各校の学習指導主任、学力向上コーディネーター、学力向上推進リーダーが連携して学力調査の結果分析を行い、課題と成果を明確にした上で学力向上改善プランを作成し、PDCAサイクルを意識した学校の取組が図られました。また、経験の浅い教員等を対象に「授業改善等に向けた授業支援訪問」を実施し、授業参観と授業研究会を通して、教員の授業力の向上を図りました。また、学力向上推進リーダーと情報共有を図り、年間を通して支援できる体制を作りました。
- ▶ ICT支援員が教員や児童生徒への授業中の補助を細やかに行うとともに、タブレットの効果的な活用方法の提案を行うなど、ICT支援員を軸に、各校で実践しているICT活用の情報を町全体で共有することができました。
- ▶ 小中一貫教育の一環として小学校で実施する「国際交流集会」「中学校教員の乗り入れ授業」は児童に大変好評で、事後アンケートでは「中学校の英語学習に対する不安がなくなった」と答えた児童が90.7%（令和6年度）にのびりました。

◆豊かな心の育成

- ▶ 学校教育活動全体を通じた道徳教育を進めており、その要となる道徳科においては、いじめの未然防止の視点で他者を尊重し、やさしさや思いやりの心を育てることを目的として、授業を実施しました。
- ▶ よりよい人間関係づくりを目指して、学校生活の満足度を調査する「hyper-QU」を年2回実施し、各学校において調査結果の分析を行うための研修を設けました。学級経営の改善や児童生徒の理解と関わり方について職員間で共通認識を図るとともに、対応策についても協議することができました。
- ▶ 「キャリア・パスポート」の計画的な蓄積が図られました。また、小学校6年生のキャリアインタレストテストや中学校2年生のマイチャレンジ事業等、発達段階に応じて系統的にキャリア教育を実施することができています。

◆健やかな体づくりの育成

- ▶ 地産地消の取組として、学校給食用食材のうち、野菜穀物類について町内産を積極的に使用しました。県教委調査における地場産物活用割合（金額ベース）は、97.29%で、県内1位でした。（令和6年度）
- ▶ 令和6年度では、5月に高根沢町産「いちご」をふんだんに練り込んだ「いちごパン」を、9月に高根沢町産「ブルーベリー」を練り込んだ「ブルーベリーパン」を、また、塩野谷農業協同組合や契約農家の協力により、11月から、減農薬・減化学肥料栽培の「とちぎの星」と「コシヒカリ」を交互に給食に提供しました。
- ▶ 食物アレルギー等により、お弁当を持参している児童生徒も食べられる給食「ハートカレー」を、7月と12月に提供し、親子でのお弁当作りを推奨した「お弁当の日」を11月に実施するなど、食に関する関心を高めました。
- ▶ 体を動かす楽しさや心地よさを体感し、運動習慣の動機付けにつなげることを目的として、小学校1、2年生（年2回）と中学校1年生（年1回）を対象に「運動遊びプログラム」を実施しました。年度末に各学校にアンケートを実施し、課題と成果をまとめました。「とてもよい内容なので、できれば実施学年を1・2年生だけでなく他の学年にも広げてほしい。」「豊富な運動量に満足していた。」など、事業内容について好意的な意見が大部分を占めました。

◆教育環境支援の充実

- ▶ 特別な支援を要する児童生徒への対応として、各小学校に「個別の支援教室」を設置し、取り出しによる学習支援を行いました。また、令和5年度から、北高根沢中学校に特別支援学級を新設し、西小学校においては、入級児童の増加に伴い、自閉症・情緒障害学級を増設しました。
- ▶ 不登校対策として、フリースペースひよこの家において様々な体験活動や教育相談活動を通して、一人一人に応じた支援を実施しました。さらに、令和6年度からは、各中学校に校内教育支援センターを設置して、教室に入ることに抵抗を感じている生徒を中心に、各生徒の状況に合わせた学校での安心した居場所づくりを進めています。
- ▶ 家庭訪問型学習支援事業「学びの出前教室」では、学習支援と併せて相談支援を行うことにより、ひきこもり傾向の児童生徒に寄り添った丁寧な支援を実施しました。

◆安心・安全な学校づくり

- ▶ 登下校の交通安全指導については、年度初めに教職員による「通学路の安全な歩き方」や「スクールバスの乗降の仕方」、「自転車の乗り方やマナー」等の指導を行いました。また、小学校1年生を対象として、講師を招き、交通安全と命の大切さを学ぶ「交通安全講話」を11月に実施しました。
- ▶ 下校時の交通安全指導については、小学校では、教職員の下校班への付き添いや、保護者による通学路での見守りを行いました。また、中学校では教職員による登下校時の立哨指導や巡回指導を行いました。そのほか、交通指導員やスクールガード、青パト隊など、地域の協力をいただきながら、児童生徒が安全に登下校できるように見守りや声掛けを継続して行いました。
- ▶ 「通学路安全プログラム」では、小中学校・地域安全課・都市整備課・さくら警察署・県矢板土木事務所等と連携して通学路の合同点検を実施し、通学路及び未就学児の集団移動経路の危険箇所について、停止線の引き直しや路肩のカラー舗装などの安全対策を図りました。
- ▶ 令和4年度に、新型コロナウイルス感染症予防対策として、中央小学校、北小学校、阿久津中学校（校舎西側）のトイレの乾式化、洋式化の改修工事を実施しました。
- ▶ 令和6年度に、熱中症対策として、阿久津中学校と北高根沢中学校の体育館に大型の冷風機を導入し、令和7年度には、小学校全校の体育館に大型の冷風機を導入しました。
- ▶ 学校施設の維持修繕については、3年に1度、専門業者が実施する「学校施設の定期点検」や、毎年度、町と学校が協同で実施する「学校施設の自主点検」の結果を踏まえ、計画的な「予防保全」に努めました。

◆地域とともにある学校づくり

- ▶ 令和元年度に開始された、高根沢町版コミュニティスクール「みんなの学校」は、町内全ての小中学校において、学校運営協議会と学校支援地域本部の2つの組織を両輪とする連携体制により実践を進めています。令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、各学校における学校運営協議会の会議はそれぞれ1回程度の開催に留まり十分な活動を行うことができませんでしたが、令和4年度からは、各校ごとに3回程度開催することができました。
- ▶ 学校支援地域本部については、学校のニーズに応じた地域人材の活用や、学校支援ボランティアの充実が図れるよう各校で継続して取り組みました。

3 これからの高根沢町の学校教育の課題

国や県の教育政策の動向や高根沢町の学校教育の現状から、これからの本町の学校教育を推進していくに当たっての課題を、「学校教育基本計画」（令和3年度～令和7年度）の基本施策の区分ごとに、次のように明らかにしました。

確かな学力の育成

現在の教育現場では、ICT教育の推進が重要な課題となっています。小学校から中学校までの9年間を見通した児童生徒のICTスキルや情報モラルの育成には、各校のICT活用状況の把握と情報共有が不可欠です。系統的な指導計画や、児童生徒が段階的にスキルを習得できる環境づくりが求められています。指導者のICTスキルや理解を向上させていく必要もあり、児童生徒が1人1台タブレットを持つ環境での効果的な活用方法も課題となっています。

また、英語教育の充実に向けてALT（外国語指導助手）やJTE（日本人英語教師）の活用が進められていますが、特に小学校におけるALTの指導スキルや勤務状況に関しては課題が残っています。各学校からは改善を求める声が多く寄せられており、令和4年度のアンケート結果では、小学校ALT2名の勤務状況が6点満点中平均3.15点と、前年の2.5点からは改善傾向が見られるものの、依然として十分とは言えません。より効果的な指導体制の構築には、指導者の資質向上と継続的な研修が必要です。

さらに、学ぶ意欲を高める学習指導の充実も重要です。「とちぎっ子学習状況調査」によると、「学習に対して、自ら進んで取り組んでいる」の質問に対して、小学4・5年生は3年連続で県平均を上回る結果を示していますが、中学2年生では県平均を下回っており、学習意欲の低下が懸念されています。このことから、発達段階に応じた指導方法の工夫や、自己肯定感を育む教育の在り方が問われています。児童生徒が自ら学びに向かう姿勢を育てるためには、学習内容だけでなく、学びのプロセスや達成感を重視した指導が求められます。

豊かな心の育成

一人一人の児童生徒が他者や社会、自然と関わる中で、自立した人間としてよりよく生きるための道徳性や社会性を育むことを目指しています。

自分自身の個性や長所を理解し、自己肯定感を高めることで、困難に直面しても乗り越えることができる力や、将来の夢や目標に向かって努力する意欲を育むことや、他者の気持ちや考えを理解し、尊重する共感性を育み、いじめを許さない心や、多様な人々と協力してより良い社会を築こうとする態度を養うこと、自然や伝統文化に触れ、感動や畏敬の念を育むことで、命の

尊さや、先人たちの知恵や努力に感謝する心を養うことが求められています。

これらを育むために、学校では道徳の授業をはじめ、特別活動（学級活動、児童会・生徒会活動など）、総合的な学習の時間、体験活動など、様々な教育活動を通じた指導が必要です。

健やかな体の育成

運動が苦手な児童生徒を減らし、体力や運動能力を向上させるためには、体育科・保健体育科の授業や教科外の体育的活動の充実が不可欠です。特に体育科・保健体育科では、授業のねらいを明確にし、運動量の多い内容を展開することが求められています。また、小学校低学年における「運動遊び」の時期を充実させることで、運動への親しみや楽しさを育むことが重要です。さらに、児童生徒が自主的に運動を継続できるよう、運動習慣の「動機づけ」となる機会の提供が課題となっています。加えて、「運動遊びプログラム」の内容を精査し、運動が好きになる仕組みづくりが必要です。

食育や地産地消の推進についても、令和2年3月に改訂された「食育、地産地消推進行動計画」に基づき、関連する事業を継続的かつ計画的に進めることが求められています。これらの取組を通じて、児童生徒の健康的な生活習慣の形成を支援することが期待されています。

教育環境支援の充実

児童生徒が自立し社会参加できる力を育むためには、特別な支援を要する子どもへの継続的な指導と、小中学校間での情報共有・協力体制の強化が不可欠です。安心して学べる環境づくりのためには、不登校やいじめの未然防止、早期発見・対応を組織的に進める必要があります。教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携によって相談支援体制を充実させ、不登校児童生徒への学習機会の提供にも柔軟に対応することが求められています。

現在、中学校には県派遣のスクールカウンセラーが週1回配置され、小学校には町独自にスクールカウンセラーを配置して対応していますが、相談ニーズの増加に伴い、支援体制のさらなる充実が課題です。

校内教育支援センターは中学校に設置されていますが、児童生徒の居場所の多様化に伴い、クラス以外の安心できる空間のニーズが高まっています。運営方法や学習補償の課題に加え、小学校への設置も求められています。

さらに、相談や支援につながらない家庭へのアプローチや、外国にルーツを持つ児童生徒への対応が急務であり、日本語指導や生活指導の充実と継続的支援が求められています。

交通安全教育・学校安全体制の充実

安心安全に学校生活を送るためには、児童生徒が登下校時に交通ルールを守り、自転車のマナーを理解することが重要です。そのため、交通安全や防犯に関する指導を徹底し、地域全体で安全確保の対策を強化する必要があります。また、災害時に冷静な判断と行動ができるよう、年齢や地域に応じた知識を身につける学習を効果的に進めることが求められています。

学校施設の安全面では、各学校の校舎や体育館は避難場所としての役割もあるため、老朽化した校舎や体育館の「バリアフリー化」を踏まえた環境整備が急務ですが、改修にかかる費用が課題となっています。また、気温上昇に伴う熱中症対策として、特別教室や体育館へのエアコン設置が求められています。

地域とともにある学校づくり

学校運営協議会においては、高根沢町版コミュニティースクール「みんなの学校」における学校運営協議会の各委員の役割等が明確に認識・周知されなかったため、課題解決に向けた具体的な協議や、効果的な意見集約に至らなかったことなどが課題となっています。

そのため、各学校の課題を明確にし、課題解決に向けた具体的かつ効果的な熟議の場となるよう取り組んでいく必要があります。

課題の総括

以上の課題について総括し、次の事項を重点課題として整理しました。

- 児童生徒の ICT スキルや情報モラルを身に付けるために、各校の活用状況の把握と情報共有をしながら、系統的な指導計画と教員のスキル向上により、1人1台端末環境での効果的な活用が必要となること。
- グローバル社会で主体的に活躍できる人材を育てるために、ALT や JTE の指導力向上や義務教育の9年間を見通した教育プランの作成により、より効果的な英語教育体制の構築が必要となること。
- 自信をもって何事にも意欲的に取り組む児童生徒を育むために、発達段階に応じた指導法の工夫や、達成感を重視した学習支援により、自己肯定感・自己有用感を高める必要があること。
- 運動の苦手な児童生徒を減らし、体力・運動能力を向上させて運動の楽しさを味わえるように、体育科・保健体育科、教科外の体育的活動をより一層充実させる必要があること。
- 様々な要因により支援が必要な児童生徒や、学校に登校できない児童生徒が増えてきていることから、教職員や専門職と連携し、相談体制の強化や居場所づくり、小中連携による継続的支援の必要があること。

第3章

高根沢町

学校教育ビジョン

- 1 学校教育の基本理念
- 2 学校教育の基本目標
- 3 学校教育の基本的方向性
- 4 基本施策・主な取組
- 5 重点取組・成果指標

第3章 高根沢町学校教育ビジョン

次に示す「学校教育の基本理念」「学校教育の基本目標」「基本施策」「主な取組」については、高根沢町教育大綱・教育振興基本計画と同一のものとします。

1 学校教育の基本理念

学校教育においては、「未来（あす）を創る力」の育成を図るとともに、本町の“結いの心”の理念を引き継いでいく観点から、学校教育の基本理念を次のとおりとします。

古くから関東平野を代表する米所として知られている本町では、近年、都市化が進んだものの、人と自然が程よく調和する町として発展を続けており、先人から受け継いできた豊かな自然、文化、そして地域の人々が支え合う“結いの心”のもとで、ふるさと高根沢を愛する子どもたちを育んできました。

また、教育行政の基本理念に掲げた「ふるさとの自然と文化を愛するとともに、人とのつながりを大切にし、心豊かでたくましく、未来を創造する人材」を育むためには、「将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく資質・能力」を備えた子どもたちを育成することが求められています。

学校教育においては、このような資質・能力を備えた子どもたちの育成を図るとともに、本町の“結いの心”の理念を引き継いでいく観点から、学校教育の基本理念を次のとおりとします。

ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に
向かって未来をたくましく生き抜く
子どもを育てます

2 学校教育の基本目標

学校教育の基本理念に掲げた「ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子ども」の育成に向けては、これまでの学校教育の中で目指してきた「生きる力」の育成を、引き続き重点として推進していくとともに、そのために必要となる「知識・技能の習得」や、「身に付けた知識・技能を活用するための思考力・判断力・表現力の育成」、「学びに向かう力・人間性の涵養*」を一体として進めていく必要があります。

その中では特に、子どもたちが夢と志をもって挑戦し、多様な人々と互いに認め合い、協働して社会変化を乗り越えていくための原動力となる「学びに向かう力」（主体的な「学ぶ意欲」）が重要です。このような「主体的に学習に向かう態度」の源泉となる、内発的動機づけや意識の醸成のためには、子どもたち一人一人が、自分のよさに気づき、自信を持って前向きに挑戦するための「自己肯定感」や、自分が他者に認められ、社会に必要とされていると感じることを通じて、自尊感情を高めるとともに他者を尊重し、協働して課題解決に向かえるようになるための「自己有用感」を育む必要があります。

また、教育行政の基本方針2に掲げた「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」の観点からは、様々な課題を抱える子どもたちが等しく安心して楽しく学ぶことのできる環境の整備や、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を発揮して連携・協力を図るとともに、子どもたち一人一人の声を聞き、興味・関心、発達の特性、教育ニーズ等に応じた指導による「個別最適化された学び」を提供していくことが重要です。

これらの観点を踏まえ、学校教育の基本目標を、次の2つに設定しました。

基本目標1

自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます

基本目標2

一人一人が安心して楽しく学べる学校をつくります

※「涵養」：自然に水が染み込むようにゆっくりと養い育てること

3 学校教育の基本的方向性

本町では、平成 24 年度から、「高根沢町小中一貫教育基本計画」及び「高根沢町小中一貫教育実施計画（第Ⅰ期（H24～H26））」による小中一貫教育を開始し、義務教育 9 年間で児童生徒を育てるという視点に立って、小中学校間の密接な連携を図る教育を推進してきました。

第Ⅱ期（H27～H29）では、第Ⅰ期で作成した指導計画による教育活動の実践や取組内容の重点化を進め、第Ⅲ期（H30～R2）では、それまでの成果と課題を踏まえ、この取組を統一された全町的なものへと進化させて、更なる実践を図ってきたところです。

これらの実践の結果、小中一貫教育は、様々な教育において相乗的に効果を上げ、現状、既に本町の学校教育において欠かせない基盤として機能していることから、小中一貫教育の推進を、本町の学校教育の基本的方向性とします。

「小中一貫教育の推進」を高根沢町の学校教育の基盤とします。

4 基本施策・主な取組

学校教育の基本理念・基本目標の実現に向けて、その基本施策と主な取組を次のとおりとし、小中一貫教育を基盤としながら、それぞれの取組において具体的な事業の推進を図ります

○基本目標 1 に掲げた「自信をもって何事にも意欲的に取り組む子ども」を育成するため、知・徳・体にわたる「生きる力」を構成する「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を基本施策として推進する中で、自己肯定感や学ぶ意欲の醸成を図ります。

○基本目標 2 に掲げた「一人一人が安心して楽しく学べる学校」をつくるため、「教育環境支援の充実」、「安心・安全な学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」を基本施策として推進します。

上記施策を推進していく中で、次の二つの柱を重点項目として取り組んでいきます。

まず、「キャリア教育」の推進です。課題にもあるように、発達段階に応じた指導の工夫や、達成感を重視した学習支援を通じて、子どもたちが自信を持ち何事にも取り組む意欲、自己肯定感や自己有用感を高めていく必要があります。また、学校教育の基本理念にある「自らの夢に向かって」を実現するためにも、子どもたちが自分の夢を描き、その夢に向かって努力する過程を支える教育が必要です。キャリア教育を町の教育の中心に据えることで、自らの人生を主体的に切り拓く力を身につけ、社会を担う存在へと子どもたちを育てていきます。

次に、「英語教育」の推進です。英語教育は、子どもたちがグローバル社会において主体的に活躍できる人へと成長するために大切な教育です。世界の人々と協働し、新しい価値を創造していく力は、単なる語学力にとどまらず、異文化理解や柔軟な思考力を伴う総合的な資質として育まれます。そのためには、義務教育の9年間を見通した体系的な教育プランを整備し、子どもたちが段階的かつ効果的に英語を学べる環境を構築することが必要です。こうした取り組みは、学校教育の基本理念である「未来をたくましく生き抜く」の実現にもつながると考えます。英語教育を通じて子どもたちが自らの可能性を広げ、困難な時代を力強く切り拓いていく基盤を築いていきます。

「キャリア教育」と「英語教育」の二つの柱を重点項目として取り組んでいきます。

(1) 学校教育の主な取組・主な事業の体系

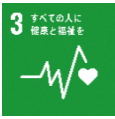
関連する SDG s の目標				
基本理念	基本目標	基本施策	主な取組	主な事業
ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます	① 自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます	確かな学力の育成	学ぶ意欲を高める学習指導の充実	◆ 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善 ◆ 専科指導（非常勤講師・助手） ◆ 地域の素材や環境を活用した学習の充実
			ICT教育の推進	◆ 1人1台タブレットPCの活用
			英語教育の推進	◆ 町英語教育基本計画に基づいた英語教育の推進 ◆ A L T ・ J T E の配置と活用 ◆ 英語を使ったコミュニケーション活動の推進
		豊かな心の育成	児童生徒指導の充実	◆ 教育活動全体を通じた児童生徒指導 ◆ 幼小連携事業 ◆ hyper-QU テストの活用
			道徳教育の充実	◆ 特別の教科「道徳科」の充実 ◆ 教育活動全体を通じた道徳教育
			人権教育の推進	◆ あいさつ運動の推進 ◆ 人権週間の充実
			キャリア教育の推進	◆ 町キャリア教育推進計画に基づいた活動の推進 ◆ キャリア・インタレスト・テスト ◆ マイチャレンジ事業 ◆ キャリアパスポートの活用
			読書活動の推進	◆ 町図書館と連携した学校図書館運営の充実
		健やかな体の育成	食育の充実	◆ 生産者とのふれあい給食事業 ◆ お弁当の日事業 ◆ 学校給食における地元産農産物の利用推進
			体力の向上	◆ 教科体育の充実 ◆ 運動遊びプログラム
			保健教育の充実	◆ 教育活動全体を通じた保健教育

ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます	基本目標	基本施策	主な取組	主な事業
	②一人一人が安心して楽しく学べる学校をつくりまします	教育環境支援の充実	特別支援教育の充実	◆ 特別支援教育の推進 ◆ 個別の支援教室の充実（非常勤講師・助手） ◆ 教育支援の充実（学校支援員）
			教育相談支援の充実	◆ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
			不登校対策・支援の充実	◆ ひよこの家の運営 ◆ 家庭訪問型学習支援事業 ◆ 生活困窮者学習支援事業との連携 ◆ 校内教育支援センターの設置と活用
			経済的に不安定な家庭に対する支援	◆ 就学援助制度
			文化スポーツ活動の支援	◆ 小中学生文化スポーツ奨励事業
		安心・安全な学校づくり	学校安全教育の充実	◆ 交通安全教育の推進 ◆ 防犯ブザー配付 ◆ 緊急メール配信事業 ◆ AED設置（リース） ◆ 防犯カメラ設置（リース）
			通学安全体制の整備	◆ スクールバス運行事業 ◆ 通学路安全プログラムの推進 ◆ 自転車通学用ヘルメット購入補助
			学校教育施設の整備	◆ 小中学校・給食センター修繕 ◆ 長寿命化計画に基づく中学校改修・整備 ◆ エアコン設置（リース） ◆ 学校施設の定期点検・自主点検
		地域とともにある学校づくり	コミュニティスクール「みんなの学校」の推進	◆ 学校運営協議会の運営・学校支援地域本部との連携の推進
			地域との連携の充実	◆ 地域の教育資源を活用した、多様な教育活動の推進
			小規模特認校制度の充実	◆ 小規模特認校制度の充実のための学校支援

< 参 考 > SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGsは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までの国際目標で、「誰一人取り残さない」社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成されています。

本町では、SDGs の達成に向けた取組を通じて「持続可能なまちづくり」を進めています。

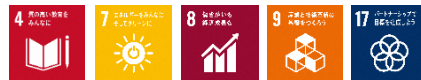
	目標 1 【貧困をなくそう】 あらゆる貧困を終わらせる		目標 2 【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、安定して十分な食料と栄養を確保し、持続可能な農業を促進する
	目標 3 【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 4 【質の高い教育をみんなに】 全ての人に包摂的（一定の範囲を網羅している）で質の高い教育を確保し、生涯学習を促進する
	目標 5 【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメント（不利な立場を変える考え方）を図る		目標 6 【安全な水とトイレを世界中に】 全ての人が安全な水源と衛生施設を利用できるようにする
	目標 7 【エネルギーをみんなに そしてクリーンに】 手頃な価格で、信頼できる持続可能な現代エネルギーを全ての人が利用できるようにする		目標 8 【働きがいも経済成長も】 全ての人にとって包摂的で持続可能な経済成長と雇用、働きがいのある仕事を促進する
	目標 9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱なインフラを設備し、持続可能な産業化を促進し技術革新を育てる		目標 10 【人や国の不平等をなくそう】 国内及び国家間の不平等を是正する
	目標 11 【住み続けられるまちづくりを】 都市を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		目標 12 【つくる責任つかう責任】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	目標 13 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動とその影響に取り組むため、緊急の対策を取る		目標 14 【海の豊かさを守ろう】 世界の海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 【陸の豊かさを守ろう】 持続可能な形で森林を管理し、砂漠化に対処し、土地の劣化を食い止め、生物多様性の損失に歯止めをかける		目標 16 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のため、平和で包摂的社会を促進し、全ての人に司法へのアクセスを提供する制度を構築する
	目標 17 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化		

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

(2) 学校教育の主な取組

確かな学力の育成

関連する SDG s の目標



学ぶ意欲を高める学習指導の充実

- ▶ 児童生徒の興味・関心を高める工夫や、学ぶことの楽しさや達成感を育む指導のほか、児童生徒一人一人の良さを認め合う学級経営を推進し、自己肯定感を高め、学ぶ意欲を育みます。
- ▶ 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を行うことにより、児童生徒が、学ぶことに興味・関心を持ち、見通しをもって粘り強く取り組む「主体的な学び」の充実を図ります。

ICT教育の推進

- ▶ 1人1台タブレットを活用して児童生徒の情報活用能力を向上させるとともに、タブレットや電子黒板等のICT機器を、全ての教科等において効果的に活用し、学ぶ意欲を高める授業を充実させます。
- ▶ ICTを最大限効果的に活用した授業の実現に向けて、指導者のICTスキルの向上を図ります。
- ▶ 生成AIを含むICTの活用では、児童生徒が主体的に情報を捉え適切に活用できる情報モラル教育の推進を図ります。

英語教育の推進

- ▶ 町英語教育基本計画に基づて、英語専科教員・ALT・JTE・学級担任が、それぞれの強み・特徴を活かしながら連携し、チームで指導することにより、学ぶ意欲を高める効果的な英語指導を実践します。
- ▶ ALTを中心とした、英語に触れる環境づくりを進めることで、実用的な英語の習得に努めます。
- ▶ 小学校と中学校との英語教育の接続を踏まえて、小中学校の連携の充実を図ります。



児童・生徒指導の充実

- ▶ 不登校やいじめ等の問題に対し、教職員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携するとともに、組織的に対応し、児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 幼小中が連携して組織的に指導に取り組むことにより、切れ目のない細やかな指導を行って児童生徒の不安感を低減し、様々な交流を通して、社会性や自己肯定感・自己有用感を育みます。
- ▶ hyper-QU テスト結果を分析・活用することにより、児童生徒理解を深め、学校での人間関係づくりや、いじめや不登校を生まない学級づくりに努めます。

道徳教育の充実

- ▶ 小中学校が連携して児童生徒の道徳性を育むため、町内共通の授業展開計画に基づいて系統的に道徳的实践力を育てていきます。
- ▶ 全教育活動を通じて行う道徳教育の中で、要となる「道徳科」の授業を充実させ、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

人権教育の推進

- ▶ 各学校で実施する「あいさつ運動」において、コミュニケーションを通して人権尊重の意識の向上を図ります。
- ▶ 人権週間に実施する「いじめ撲滅運動」において、いじめゼロ宣言を掲げるなどの取組を通して人権感覚を育てていきます。

キャリア教育の推進

- ▶ 小中学校9年間を見通したキャリア教育推進計画の中で、「キャリアパスポート」を活用しながら、小学校6年生が実施する「キャリア・インタレストテスト」や、中学校2年生が実施する「職業体験（マイチャレンジ事業）」など、段階に応じた系統的・連続的な学習を行い、社会的・職業的自立に向けた力を育てていきます。
- ▶ 学校教育全体を通じてキャリア教育を推進することで、児童生徒が自分らしい生き方を実現できるよう努めます。

読書活動の推進

- ▶ 町図書館と学校図書館との連携を図り、学校図書館の効果的な運用・活用を推進することにより、児童生徒が本に親しみ、楽しむ環境を整え、読書活動を推進して、知的好奇心や豊かな情操を育んでいきます。

健やかな体の育成 ～食べて(朝)・動いて(昼)・よく寝よう(夜)運動～

関連するSDGsの目標



食育の充実 ～食べて(朝)～

- ▶ 「食べて、動いて、よく寝よう」運動のもと、学校給食を通じた食に関する指導を充実させるほか、「お弁当の日」、「生産者、提供者とのふれあい給食」などの事業を実施して、食への関心や健康な体づくりへの意識を高め、食育を推進します。
- ▶ 学校給食において、町内産農作物を積極的に利用することにより、地産地消による食育を推進します。

体力の向上 ～動いて(昼)～

- ▶ 「食べて、動いて、よく寝よう」運動のもと、運動の系統性を重視した指導計画により、教科体育における指導を充実させたり、運動遊びプログラムの活用により、運動する楽しさを味わえるようにしたりして、進んで運動に取り組む態度を育成します。

保健教育の充実 ～よく寝よう(夜)～

- ▶ 「食べて、動いて、よく寝よう」運動のもと、睡眠を通して健康な体をつくったり、保健の授業を通して日常生活の中での環境への判断力や対応力を学んだりして、健康な生活を送ることができる力を育んでいきます。



特別支援教育の充実

- ▶ 特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画に基づき、生活上・学習上の困難を改善・克服していけるよう、適切な支援を行います。
- ▶ 学習での個別な支援を必要とする児童に対して、個別の支援教室を活用して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行って学習課題を解決するとともに、児童の達成感・充実感を高め、学ぶ意欲を育んでいきます。

教育相談支援の充実

- ▶ スクールカウンセラーを各校に配置し、学校との連携を図りながら相談体制を整え、児童生徒、保護者、教員に対して専門性を生かしたカウンセリングを実施し、一人一人の課題に応じた支援を行います。
- ▶ スクールソーシャルワーカーを配置して、学校や関係機関との連携を図りながら、生活支援や福祉制度の活用など、関係機関へのコーディネートや適切な支援を行います。

不登校対策・支援の充実

- ▶ 不登校児童生徒が心を休め、安心して通うことのできる居場所として「フリースペースひよこの家」を運営し、学校、保護者、関係機関等と連携しながら、一人一人の特性等に応じた細やかで適切な個別指導によって、自立性、社会性、豊かな人間性を育むための支援や、学習支援を行います。
- ▶ 不登校や引きこもり傾向が原因で学ぶ機会の得られない児童生徒に対し、「家庭訪問型学習支援事業」を実施し、個別の「学習支援」や「相談支援」を行います。
- ▶ 学校には登校できるが、教室に入ることのできない生徒のために、「校内教育支援センター」を設置し、学校内で安心して生活できる環境の整備と、学習支援を行います。

経済的に不安定な家庭に対する支援

- ▶ 生活保護世帯、または生活保護に準じる程度に困窮している世帯を対象に、義務教育に必要となる様々な費用について経済的支援を行い、安心して学べる環境づくりを推進します。

文化・スポーツ活動の支援

- ▶ 児童生徒が、文化・スポーツ活動に親しむことにより、意欲の向上や責任感・連帯感など、豊かな人間性の涵養を図ることを目的として、町の定める基準以上の文化・スポーツ大会等に県を代表して参加する児童生徒・団体を対象に、奨励金を支給し、文化・スポーツ活動を支援します。

安心・安全な学校づくり

関連するSDGsの目標



学校安全教育の充実

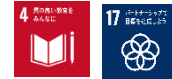
- ▶ 交通安全教室や避難訓練、防災行動計画作成（マイ・タイムライン）などを通して、交通安全や学校安全に関する教育を推進し、事故や災害等に対応できる力を育んでいきます。
- ▶ 全ての学校に防犯カメラを設置・運用するほか、小学生への防犯ブザーの配付や、保護者への緊急メール配信体制の整備などにより、学校安全体制の充実を図ります。

通学安全体制の整備

- ▶ 児童の安全な登下校を確保するため、小学校への通学距離が2 km以上となる児童を対象に、スクールバスを運行します。
- ▶ 通学路安全プログラムを活用し、「交通安全」「防犯」「防災」などの観点から、関係機関等と連携して、通学路の危険箇所の点検や対策を実施し、通学安全体制の整備を図ります。

学校教育施設の整備

- ▶ 小中学校・学校給食センターの定期点検、自主点検を実施し、適切な維持管理を推進するとともに、修繕が必要となる箇所等を抽出し、適切な整備を行います。
- ▶ 安心安全な教育環境を整え、児童生徒の健康を守っていくため、体育館へのエアコンの設置に向けて整備を進めます。



コミュニティスクール「みんなの学校」の推進

- ▶ 学校運営協議会では、学校運営の方針を地域と共有し、学校運営上の課題についての熟議を通して、学校と地域が一体となって課題解決に取り組んでいます。
- ▶ 教育活動をより効果的にするため、学校支援地域本部と連携して人材活用を図り、地域とともにある学校づくりを推進していきます。

地域との連携の充実

- ▶ 地域と連携しながら、地域人材や地域施設、伝統行事など地域の様々な教育資源を活用し、地域の自然・歴史・伝統・文化等を学んだり、行事に参加したりできるよう、多様な教育活動の推進を図ります。

小規模特認校制度の充実

- ▶ 上高根沢小学校において、1学級20人を上限とする少人数学級を活かした、一人一人に対応した個性を伸ばす学びや、異学年交流を通じた学びなど、特色ある教育活動を進めています。

5 重点取組・成果指標

学校教育の基本施策の主な取組・事業の実施に当たって、令和7年度までの課題の総括を踏まえ、今後5年間の学校教育の重点取組・成果指標を次のとおりとします。

重点取組	指標とする項目	指標	参考値 ※（ ）は全国平均または県平均
1 学ぶ意欲を高める 学習指導の充実	CBT とちまるチェック質問紙で、「学習に対して、自分から進んで取り組んでいる」と答える児童生徒の割合 ※調査対象は小学5年生と中学2年生	小中学校共に 県平均より上	小学校5年生 R6： 73.8%(74.0%) R7： 68.7%(73.9%) 中学校2年生 R6： 59.9%(62.7%) R7： 62.7%(62.2%)
	全国学力・学習状況調査の、「国語」「算数・数学」の平均正答率	小中学校共に 全国平均より上	小学校6年生 国語 R7： 69.0%(66.8%) 小学校6年生 算数 R7： 61.0%(58.0%) 中学校3年生 国語 R7： 54.0%(54.3%) 中学校3年生 数学 R7： 49.0%(48.3%)
2 ICT教育の推進	学校における教育の情報化の実態等に関する調査で、授業にICTを活用して指導する能力における「できる教員」の割合	100%	小学校 R6：76.6%(85.2%) 中学校 R6：86.1%(79.6%)
3 英語教育の推進	CBT とちまるチェック質問紙で、「英語の学習は好きですか（はい・どちらかといえばはいの回答）」と答える生徒の割合	県平均より上	中学校2年生 R6： 55.3%(59.6%) R7： 51.2%(60.7%)
4 キャリア教育 の推進	全国学力・学習状況調査質問紙で、「将来の夢や目標を持っていますか（はい・どちらかといえばはいの回答）」と答える生徒の割合	小中学校共に 全国平均より上	小学校6年生 R6： 85.9%(82.4%) R7： 85.7%(83.1%) 中学校3年生 R6： 62.0%(66.3%) R7： 68.8%(67.5%)
5 体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、「運動が好き（好き・やや好きの回答）」と答える児童生徒の割合 ※調査対象は小学5年生と中学2年生	小中学校共に 全国平均より上	小学校男子 R6： 83.3%(93.2%) 小学校女子 R6： 82.6%(86.2%) 中学校男子 R6： 86.1%(90.6%) 中学校女子 R6： 72.9%(76.9%)
6 不登校対策・支援 の充実	不登校児童生徒（年間30日以上 の欠席者）の出現率	小中学校共に 全国平均より下	小学校 R5： 1.41%(2.14%) R6： 1.53%(2.30%) 中学校 R5： 9.03%(6.71%) R6： 8.89%(6.80%)

第4章

キャリア教育の 推進について

- 1 キャリア教育の推進について
- 2 キャリア教育で育む力
- 3 高根沢町が目指すキャリア教育
- 4 学年段階の
キャリア発達の目標

第4章 キャリア教育の推進について

1 キャリア教育の推進について

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことです。

高根沢町では、「ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子どもを育てます」という学校教育の基本理念を掲げています。この理念は、子どもたちが自らの可能性を信じ、主体的に未来を切り拓く力を育むことを目的としています。キャリア教育は、この理念を実現するための重要な教育活動であり、子どもたちが夢や目標を持ち、社会の一員として自立して生きるための基盤を形成するものです。

また、町の学校教育基本目標の1つに「自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます」があり、これもキャリア教育と大きく関連するものです。子どもたちが自己理解を深め、自分のよさを認識し、挑戦に向かっていく際に自信を持つことは、キャリア発達の第一歩です。また、困難に直面しても粘り強く取り組み、失敗から学び取る姿勢を育むことは、未来を生き抜く力につながります。

キャリア教育を理解するためにも、「キャリア」「キャリア発達」についての正しい理解が必要になります。

(1) キャリアとは

人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きています。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものです。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいます。

人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものです。

このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところです。

(2) キャリア発達について

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」といいます。

2 キャリア教育で育む力

キャリア教育で育むべき力は、キャリア教育における「基本的・汎用的能力」です。基本的・汎用的能力は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成され、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあります。

(1) 人間関係形成・社会形成能力

「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力です。

(2) 自己理解・自己管理能力

「自己理解・自己管理能力」は、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力です。

(3) 課題対応能力

「課題対応能力」は、仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力です。

(4) キャリアプランニング能力

「キャリアプランニング能力」は、「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力です。

児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基本的・汎用的能力を身に付けられるようキャリア教育を推進していきます。

3 高根沢町が目指すキャリア教育

キャリア発達は一度の学習で身に付くものではなく、日々の学習や生活の積み重ねによって育まれます。そのため、キャリア教育は特定の教科や活動に限定せず、特別活動を要として学校教育全体を通して体系的に推進する必要があります。

(1) 多様な学びの積み重ねとキャリア形成の基盤

児童生徒は、特別活動、教科の学習、道徳、総合的な学習の時間、英語教育、日常生活など、学校生活のあらゆる場面で自己理解を深め、課題に向き合い、社会とのつながりを実感しています。これらの経験はそれぞれ異なる側面からキャリア形成を支え、相互に補完し合いながら子どもたちの成長を促していきます。

(2) 成長段階に応じた継続的な支援

キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面をもちながら段階を追って発達していくこと認識し、児童生徒がそれぞれの発達の段階に応じ、自分自身と働くことを適切に関係付け、各発達の段階における発達課題を達成できるよう意図的、継続的に育んでいく必要があります。

(3) 高根沢町のキャリア教育

上記で示したように、特別活動を要としてキャリア教育を推進していきます。特に高根沢町では、学級活動「一人一人のキャリア形成と自己実現」の充実を図ることで、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養います。

そのためには、児童生徒が自己理解を深める必要があります。キャリア・パスポートを充実させることで、学習や生活の見通しを持ち、振り返ることを積み重ね、自分自身の良さや興味関心など、多角的・多面的に自己理解を深められるよう取り組んでいきます。

高根沢町では、特別活動〔学級活動等〕を要に、

学校教育全体を通して、体系的にキャリア教育を推進します。

4 学年段階のキャリア発達の目標

(1) 小学校低学年（1～2年）

自己認識が芽生える時期であり、まず「自分」を知ることがキャリア形成の基盤となります。協働の基礎を体験的に学ぶことで、社会性の芽を育てます。

(2) 小学校中学年（3～4年）

思考力や社会性が広がる時期であり、自己肯定感を高めるとともに課題解決の基礎を学ぶことが重要になります。地域や社会との関わりを理解することで、将来像をより現実的に考える素地をつくります。

(3) 小学校高学年（5～6年）

思考が抽象的・論理的に発展する時期であり、自己理解を深めることが可能になる時期です。挑戦を通じて粘り強さを育み、社会参画意識を高めることで、中学校以降の進路選択や社会的自立の基盤を築きます。

(4) 中学校（1～3年）

自我の確立と社会的自立への準備が進む時期であり、自己決定力を育成することが求められます。課題解決を実践的に経験することで、社会に出るための基礎力を養い、職業観・勤労観を形成することが将来の進路選択につながります。

第5章

英語教育の推進について

- 1 英語教育の推進について
- 2 「グローバルな活躍ができる人材」の全体像と教育目標
- 3 高根沢町が目指す
英語教育モデル
- 4 9年間の英語力到達目標

第5章 英語教育の推進について

1 英語教育の推進について

現代社会において、英語は単なるコミュニケーションツールではなく、自らの可能性を世界に広げ、異文化を理解し、多様な価値観を持つ人々と協働しながら未来を創造するための重要な資質です。

高根沢町では、学校教育の基本理念「ふるさと高根沢を愛し、自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く子ども」の育成に向け、児童生徒が国際社会で主体的に自らの夢を追求し、たくましく生き抜くための基盤となる「グローバルな活躍ができる人材」を育成するための、一貫性のある英語教育を推進していきます。

2 「グローバルな活躍ができる人材」の全体像と教育目標

「グローバルな活躍ができる人材」という子ども像は、「自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く力」を国際社会で、実現しようとする姿になります。

文部科学省が提唱する定義に基づき、以下の三つの統合された要素から構成されるこれら三要素は、個別の能力ではなく相互に関連し合う一体的な資質として育成されるべきものです。

要素1：語学力・コミュニケーション能力

幅広い状況に対応できる語彙力と文法力に加え、相手の意図を正確に理解し、自らの考えを論理的に伝える対話能力を指します。これは、単に英語を知っているだけでなく、目的や場面に応じて適切に「使える」能力であり、自らの夢や考えを世界に発信し、実現するための基本的な力です。

要素2：主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

未知の課題に対して失敗を恐れずに挑戦し、自らの責任で物事を判断・実行する力、そして多様な文化的背景を持つ人々と円滑な人間関係を築き、目標達成に向けて協力できる資質を指します。これらは、未知の課題や困難に直面したときに、自らの夢を見失わずに道を切り拓いていく「たくましく生き抜く力」そのものです。

要素3：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

自分とは異なる文化や価値観を尊重し、理解しようと努める姿勢と、その上で自国の歴史、文化、社会に対する深い理解を持ち、それを世界の人々に説明できる自己認識を指します。多様な価値観が共存する中で、自分自身の軸を持ちながら他者と協働し、より良い社会を築いていくための基盤となります。

この三要素からなる目標設定は、英語教育を推進する指導の土台となる考え方です。このように、英語教育は単なる言語習得ではなく、グローバル社会で「自らの夢に向かって未来をたくましく生き抜く力」を育むための中心的な役割を果たしていきます。

3 高根沢町が目指す英語教育モデル

高根沢町が目指す英語教育モデルは、国の学習指導要領を遵守しつつも、高根沢町ならではの強みを生かした独自の教育モデルの構築を目指しています。小規模な自治体であることの利点を活かし、小学校から中学校までの9年間、きめ細やかで一貫性のある指導体制を確立します。特に、外国語指導助手（ALT）を活用し、すべての児童生徒が日常的に生きた英語と異文化に触れる機会を最大限に確保することで、英語を通して主体的にコミュニケーションを図ることができる実践的な英語力を身に付け、子どもたちが自らの夢を育み、未来へ羽ばたく力を養う、英語教育を実践することを目標とします。

高根沢町では、実践的な英語力を身に付けるための

英語教育を推進していきます。

4 9年間の英語力到達目標

児童生徒の英語力の発達段階を具体的に示すため、国際的な言語能力指標であるヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages: CEFR）を達成目標として採用します。CEFRは、「その言語を使って何ができるか」という実践的な能力（Can-do）を記述するものであり、知識の量ではなく、実際のコミュニケーション場面で発揮される能力を評価するための国際基準です。文部科学省もCEFRを英語教育の目標設定において参照しており、国内で広く利用されている実用英語技能検定（英検）もCEFRのレベルに対応していることから、日本の教育現場との親和性も高くなっています。

CEFRを基軸とすることは、高根沢町の英語教育における「目標設定」「指導」「評価」という三つの要素を機能的に連携させ、児童生徒が「自らの夢」に向かう道のりを具体的に示す機能です。卒業時の目標をCEFRの「Can-do」で設定し、各学年の到達目標もまた、その達成に向けた具体的な「Can-do」で設定していきます。そして、日々の授業は、知識の伝達（文法規則の暗記など）から、それらの「Can-do」を実践する事で授業改善を図っていきます。学習評価もまた、知識の有無を問う筆記試験から、児童生徒が特定のコミュニケーション課題を遂行できるかを測るパフォーマンス評価へと移行することが求められます。

（１）卒業段階別到達目標（CEFR 基準）

小学校から中学校までの各卒業段階で目指すべき英語力の到達目標を、CEFR レベルに基づき以下のように設定します。

【小学校卒業時の目標】

- 能力記述：よく使われる日常的表現とごく基本的な言い回しを理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。
- 具 体 像： 簡単な挨拶や自己紹介ができる。ALT や教員の簡単な指示を理解し、ジェスチャーなどを交えながら応答できる。色、数、動物、食べ物など、身の回りの基本的な単語を理解し、発話できる。

これは、小学校学習指導要領が目指す、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を養うという目標と同じであり、世界とつながる楽しさを育みます。

【中学校卒業時の目標：CEFR A1（基礎段階の言語使用者）】

- 能力記述： ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
- 具 体 像： 自己紹介、家族、学校生活、趣味など、身近な事柄について簡単な質疑応答ができる。短いメッセージや手紙を読み、簡単な内容を理解できる。簡単な文章で自分の気持ちや出来事を記述できる。

これは、中学校学習指導要領が目標とする、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力の基礎に対応し、世界への関心を広げる土台となります。

（２）小学校段階別到達目標

【小学校 １・２ 年生：外国語活動 - 英語との出会いと楽しみ（年間 10 時限）】

年間 10 時限という限られた時間の中で、「聞くこと」「話すこと」を中心に、英語の音やリズムに親しみ、楽しみながら学習する態度を育みます。世界と繋がる楽しさを体感する時期です。

- 聞くこと： 自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取ることができる。
- 話すこと（やり取り）： 教員や友だち、ALT と簡単な挨拶や教室での指示を聞いて理解し、反応できる。
- 話すこと（発表）： 自分の名前や年齢を、単語や決まったフレーズで言うことができる。英語の歌やチャンツを、ジェスチャーを交えながら楽しんで言うことができる。

【小学校 ３・４ 年生：外国語活動 - ガイド付きコミュニケーション（週 1 回）】

週 1 回の授業を通じて、音声中心の活動を継続しつつ、文字への関心を高めます。身近なテーマについて、簡単な言葉でコミュニケーションを図る楽しさを体験し、自ら伝えようとする意欲を育てます。

- 聞くこと： ゆっくりはっきりと話した際に、色、動物、好きなものなど、身近な事柄に関する簡単な質問を聞いて理解できる。
- 話すこと（やり取り）： 自分のこと相手のこと及び身の回りの物について、ペアで簡単な質問のやり取りができる。
- 話すこと（発表）： 身の回りの物について、人前で簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができる。
- 読むこと・書くこと： アルファベットの太文字・小文字を認識し、手本を見ながら書くことができる。

【小学校（５・６ 年生）：外国語科 - コミュニケーションの基礎づくり（週 2 回）】

「読むこと」「書くこと」が本格的に導入され、4 技能 5 領域の基礎をバランスよく育成します。学習指導要領に基づき、600～700 語程度の語彙に触れ、自分の考えを表現する力の基礎を築きます。

- 聞くこと： ゆっくりはっきりと話されれば、身近なことに関する短い対話や物語を聞き、大まかな内容を理解できる。
- 読むこと： 日常生活や自己紹介に関する簡単な文を読み、内容を理解できる。
- 話すこと（やり取り）： 自分のことや身近なことを、相手に配慮しながら簡単な語句や文を用いて伝え合うことができる。
- 話すこと（発表）： 自分のことや家族、好きなことについて、伝えようとする内容を整理して、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すことができる。
- 書くこと： 手本を参考に、自分の名前、好きなことなどを、語順を意識しながら簡単な文で書くことができる。

(3) 中学校段階別到達目標

【中学校 1 年生：基礎の定着と応用】

小学校での学習内容を確実に定着させ、より複雑な文構造や語彙を用いて表現する力を養います。自分の世界を広げ、表現する喜びを実感する段階です。

- 聞くこと：はっきりと話されれば、日常的な話題について、必要な情報を聞き取ることができる。
- 読むこと：日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取ることができる。
- 話すこと（やり取り）：関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことができる。
- 話すこと（発表）：関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で話すことができる。
- 書くこと：関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて正確に書くことができる。

【中学校 2 年生：話題の拡大と表現の多様化】

社会的な事柄や異文化など、より幅広い話題に触れ、自分の考えや意見を表現する初歩的な能力を育成します。多角的な視点を持ち、自らの考えを深める力を養います。

- 聞くこと：はっきりと話されれば、日常的な話題について、話の概要を捉えることができる。
- 読むこと：日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることができる。
- 話すこと（やり取り）：日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いて伝えたり、相手からの質問に答えたりすることができる。
- 話すこと（発表）：日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある内容を話すことができる。
- 書くこと：日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある文章を書くことができる。

【中学校 3 年生：総合力の育成と高校への接続】

これまでの学習を統合し、より複雑なコミュニケーション課題に取り組みます。自分の意見を論理的に構成し、表現する力を高め、自らの夢に向かって未来を切り拓くための準備を始めます。

- 聞くこと：はっきりと話されれば、社会的な話題について、短い説明の要点を捉えることができる。
- 読むこと：社会的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉えることができる。
- 話すこと（やり取り）：社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて述べ合うことができる。
- 話すこと（発表）：社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて話すことができる。
- 書くこと：社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて書くことができる。

(4) 学年別到達目標

上記の卒業段階別目標を達成するため、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間にける、より詳細な学年別到達目標を「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の 5 領域で設定します。これらの到達目標は、学習指導要領の内容を踏まえつつ、CEFR の「Can-do」形式で記述することで、教員が各学年で育成すべき能力を明確に把握できるようにします。

以下の表は、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間にける学年別到達目標を一覧にしたものです。

表 1：学年別到達目標（CEFR-J 準拠）

学年	聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
小 6	日常生活に関する短い説明を聞き、要点を捉えることができる。	身近な事柄に関する掲示やパンフレットから必要な情報を読み取れる。	相手に配慮しながら、簡単な会話を続ける工夫ができる。	自分の考えや気持ちを、簡単な理由を添えて話すことができる。	手本を参考に、自分のことについて簡単な文を書ける。
小 5	短い対話や物語を聞き、大まかな内容を理解できる。	簡単な語句や基本的な表現で書かれた文を理解できる。	自分のことや身近なことについて、質問したり答えたりできる。	自分のことについて、簡単な語句や文で話すことができる。	簡単な語句や基本的な表現を書き写せる。
小 4	好きなものや欲しいものに関する簡単な会話を理解できる。	アルファベットの小文字を認識できる。	簡単な質問（例：“What do you like?”）をし、答えられる。	自分の好きなものについて、簡単な語句で言うことができる。	アルファベットの小文字を書き写せる。
小 3	身近な事柄に関する簡単な質問を理解できる。	アルファベットの大文字を認識できる。	簡単な質問（例：“What’s this?”）に単語で答えられる。	身の回りのものを指して、単語で名前を言うことができる。	アルファベットの大文字を書き写せる。
小 2	身近な単語（色、数など）を聞き分けられる。	-	簡単な挨拶やお礼の表現を交わすことができる。	自分の年齢を言うことができる。歌やチャンツに積極的に参加できる。	-
小 1	簡単な挨拶や指示を理解し、反応できる。	-	簡単な挨拶を交わすことができる。	自分の名前を言うことができる。歌やチャンツに参加できる。	-

学年	聞くこと	読むこと	話すこと (やり取り)	話すこと (発表)	書くこと
中 3	社会的な話題に関する短い説明の要点を捉えることができる。	社会的な話題に関する短い文章の要点を捉えることができる。	聞いたり読んだりしたことについて、簡単な意見交換ができる。	社会的な話題について、自分の考えや理由を話すことができる。	社会的な話題について、自分の考えや理由を書ける。
中 2	日常的な話題について、話の概要を捉えることができる。	簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることができる。	事実や自分の考え、気持ちなどを整理して伝え合うことができる。	身近な事柄について、短いスピーチをすることができる。	事実や自分の考えなどを、まとまりのある文章で書ける。
中 1	身近な話題について、必要な情報を聞き取ることができる。	身近な話題に関する短い文章の概要を捉えることができる。	事実や考えを伝え合う、簡単なやり取りができる。	自分のことや身近なことについて、まとまりのある内容を話せる。	複数の文を用いて、自分のことを書くことができる。

第6章

高根沢町小中一貫教育の 推進に向けて

- 1 これまでの小中一貫教育の取組
- 2 小中一貫教育のとらえ方
及び 基本的な考え方
- 3 小中一貫教育の目指す児童生徒像
- 4 小中一貫教育の基本方針
- 5 小中一貫教育のねらい
- 6 小中一貫教育の内容
- 7 小中一貫教育のための推進組織

第6章 高根沢町小中一貫教育の推進に向けて

ここでは、高根沢町小中一貫教育について、町立学校の教職員が取り組んでいく主な内容を示して、高根沢町の学校教育の基盤である小中一貫教育を推進していきます。

1 これまでの小中一貫教育の取組

高根沢町では、これまで「高根沢町を愛する子どもを育てます」という学校教育の基本理念の下で、学校教育の目標を「『生きる力』をはぐくむ教育の推進」とし、様々な施策を展開し、その目標の達成のために平成24年度からの3年間を「第Ⅰ期」、平成27年度からの3年間を「第Ⅱ期」、平成30年度からの3年間を「第Ⅲ期」、そして令和3年度からも第Ⅲ期を継続して小中一貫教育を推進してきました。

小中一貫教育で目指す児童生徒像は「自ら学び、心豊かでたくましく生きる児童生徒」とし、小中学校が同じ目標をもって児童生徒を育てていく、つまり、「確かな学力」「豊かな心や社会性」「健やかな体」などの知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進し、「生きる力」を育んできました。

平成24年度からの第Ⅰ期では、小中一貫教育を「義務教育9年間で児童生徒を育てる」という視点に立ち、小中学校間の密接な連携を図る教育」ととらえ、各教科における系統性、連続性をもたせたカリキュラムや指導計画を作成しました。また、小中学校の児童生徒の交流活動や教職員の授業研究と合同研修、外国語における中学校教員の小学校への乗り入れ授業、健康教育として「お弁当の日」の実施などを行ってきました。

平成27年度からの第Ⅱ期では、「実践、そして充実へ」をテーマに、第Ⅰ期で作成した各指導計画に基づいた教育活動の実践や、児童生徒一人一人のコミュニケーション能力向上を目指した取組の充実、さらに、地域に感謝し、夢をもって生き抜いていける子どもを育てるため、地域の教育力の活用や自分の将来の目標をもつ活動の充実など、これまでの取組内容の重点化を図りながら小中一貫教育を推進してきました。

このような実践によって、平成30年度の「全国学力・学習状況調査」では、各教科とも全国平均と同程度または全国平均を上回る結果となりました。全校共通資料での道徳科の授業実践やいじめ撲滅週間の設定、小中学生の相互交流などを通して豊かな心や社会性を育み、「中1ギャップ」の緩和にも一定の効果が見られ、不登校の児童生徒数の出現率は全国平均より低い傾向にありました。

一方、学ぶ楽しさを感じて主体的に学習に取り組む態度の育成、特別の教科道徳を通じた道徳性のさらなる育成、基本的な運動能力の向上や望ましい生活習慣の定着や食育の充実などの課題も見られました。

平成 30 年度からの第Ⅲ期では、「学び高まる」をテーマに、これまで推進してきた各ブロックでの取組を、同じ方向性で全町的なものへと進化させたり、小中学校の児童生徒、教職員、地域の人々など、人と人との交流活動を充実させたりすることで、児童生徒の学びやコミュニケーション力等を高め、目標実現に向けて粘り強く取り組むことができる子どもの育成を図りながら、小中一貫教育をさらに推進してきました。

特に、学ぶ楽しさを感じて主体的に学習に取り組む態度の育成を目指すために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を実践し、「わかる授業」を通して、基礎・基本的な知識や技能を身に付け、自らの知識や経験をもとに問題を解決できるようにするなど、児童生徒自身に学ぶことの楽しさや成長を感じさせ、さらなる学習への意欲を高めたり自己肯定感を育んだりしてきました。

しかし、令和元年度から 2 年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、長期間の臨時休業や教育活動が制限されたことから、小中一貫教育の推進も限られた実践のみとなりました。

そこで、第Ⅲ期の推進は令和 2 年度までとなっていましたが、第Ⅲ期の期間中に十分な実践ができなかったことから、令和 3 年度以降も第Ⅲ期の推進を継続していくこととなりました。

なお、第Ⅲ期の推進継続に伴い、テーマの「学び高まる」も継続しました。ここでいう「学び」は、自ら成長して高めようとする力を備えた「自ら学ぼうとする力」と捉え、学力向上に向けて単にテストの対策に時間をかけて正答率を向上させるのではなく、「知」「徳」「体」それぞれの「学び」を充実させ、児童生徒が授業やそれぞれの活動に主体的に取り組むことで学びの向上を図りました。また、児童生徒の「学び」を充実させるために、授業改善、授業力向上に向けた小中学校の教職員合同による授業研究会、研修会などを通して、児童生徒が意欲をもって主体的に授業やその他の活動に取り組むための方策を工夫し実践してきました。そして、地域の教育力を生かした体験的な学びも充実させることで、児童生徒の「生きる力」の育成に向け、多種多様な「学び」の実現を図ってきました。

以上のことをふまえ、本章では高根沢町の学校教育の基本目標の実現に向けた小中一貫教育の推進について示していきます。

2 小中一貫教育のとらえ方及び基本的な考え方

(1) 小中一貫教育のとらえ方

高根沢町では、平成24年度から小中一貫教育を推進しています。

小中一貫教育を推進していくにあたっては、小中学校の教職員が義務教育9年間で責任をもって児童生徒を育てるという視点に立ち、9年間を見通した教育課程の下で、小中学校それぞれの目標や教育内容、教育活動に系統性を図ったり、児童生徒や教職員が交流したりするなどして、小中学校間の密接な連携を図る教育が効果的と考えました。

そこで、小中一貫教育を「義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、小中学校間の密接な連携を図る教育」ととらえて推進してきました。

そして、これまでの取組の中で、小中学校間の密接な連携を図る様々な実践が行われ、義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識が小中学校の教職員に浸透してきました。

このように、小中一貫教育を推進することは、高根沢町の義務教育9年間の学校教育を支えるものとなっていることから、継続して「義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、小中学校間の密接な連携を図る教育」を小中一貫教育ととらえて、学校教育目標を達成するため推進していくこととします。

(2) 小中一貫教育の基本的な考え方

高根沢町では、これまで学校教育目標達成に向けて様々な施策を展開し、その達成のために努めてきました。一方、本町の児童生徒には学力や体力、いじめ・不登校、特別支援教育などについての課題が生じています。

そこで、本町としての課題を解決して学校教育の目標を達成するための最も効果的な手法として、小中一貫教育を継続して推進していきます。そして、学校教育の具体目標にある「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」の達成に向けた取組を充実していきます。

特に、本町の学校教育の現状と課題、児童生徒の実態を十分に踏まえて小中一貫教育を推進していく中で、小中一貫教育の意図的・計画的な学びにおいて、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高め、学習意欲を高めて、充実した学校生活が送れるようにしていきます。また、小中一貫教育の推進を通して、様々な課題を抱えるすべての児童生徒に対して、適切な学びの機会や安心して学ぶことのできる支援体制を提供していきます。

これらのことにより、児童生徒一人一人が生涯にわたっての可能性が最大限高められること、また、地域を担い未来を創造する多様な力や心の豊かさを育むことが期待されるため、小中一貫教育を推進していくこととします。

3 小中一貫教育の目指す児童生徒像

これまでの小中一貫教育では目指す児童生徒像を「自ら学び、心豊かでたくましく生きる児童生徒」と設定し、その育成のために小中一貫教育を推進してきました。

現在の社会の中では、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育んでいくことが求められています。

そして、高根沢町の学校教育の目標「自信をもって何事にも意欲的に取り組む子どもを育てます」「一人一人が安心して楽しく学べる学校をつくります」の実現を目指すにあたって、児童生徒が興味関心をもっているものの他に、自己の力を高めることができる活動にも可能な限り意欲的に取り組むことができるように支援し、成功体験をもとに自己肯定感・自己有用感を高め、さらに成長しようとする意欲を高めていくことが必要であることから、小中一貫教育の目指す児童生徒像を「自信をもって何事にも意欲的に取り組む児童生徒」と設定することとします。

これからの小中一貫教育の推進においても、多様な学びの機会を提供する中で、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進していき、学ぶ意欲を向上させ、豊かな心や健やかな体を育むよう努めていきます。また、小中学校において実施する様々な小中一貫教育の活動を通して社会性を育み、よりよい社会の一員となることができるように努めていきます。

小中一貫教育の目指す児童生徒像

「自信をもって何事にも意欲的に取り組む児童生徒」

4 小中一貫教育の基本方針

(1) 義務教育9年間を通した系統的・継続的な指導

これまでは、小学校6年間、中学校3年間を校種毎にそれぞれの計画に基づき指導を行ってきました。

しかし、近年、子どもたちの身体的成長の早熟化、思春期の早期化が進み、従来の発達段階に対応した「6・3制」の枠組みだけでは今の児童生徒の健やかな成長を支えられないことから、教育区分の弾力化などについて検討する必要があることが取り上げられています。

そこで、現行の「6・3制」を基にしながら、小中学校の9年間を、児童生徒の発達段階の状況により、「基礎・定着期」（小学校第1学年～第4学年）、「連携・活用期」（小学校第5学年～中学校第1学年）、「充実・発展期」（中学校第2学年～第3学年）の「4・3・2」の教育区分に分け、系統的・継続的な指導を行うものとします。この教育区分は、各学年で何に重点を置くか、どのような指導方法等が相応しいかなど、小中学校教職員が指導のまとまりとして認識するものです。

小学校から中学校への滑らかな接続を図るために、特に「連携・活用期」に重点を置き、小中学校の教職員が密接な連携を図り、指導方法や教育活動などを工夫するものとします。

教育区分	基礎・定着期（4年）				連携・活用期（3年）			充実・発展期（2年）	
学校区分	小学校							中学校	
学年区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中1年	中2年	中3年
学習指導の特徴	学習習慣を定着させ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ります。				小中学校の教職員が密接な連携を図って指導にあたります。基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自ら考え判断し、表現する力などを養います。			これまで学んだ学習内容や学習方法等を充実・発展させ、希望する進路実現のための学力を身に付けます。	

（２）「施設連携型」「施設併設型」での小中一貫教育の推進

○「施設連携型」での義務教育９年間を通した系統的・継続的な指導

高根沢町では、各小中学校の施設の状況や立地条件等を踏まえ、阿久津中学校と北高根沢中学校の両中学校を単位とした全小中学校で、既存の施設をそのまま利用し、各中学校区内の小中学校が相互に交流を図る「施設連携型」による小中一貫教育を進めてきました。また、中央小学校の児童は両中学校に進学する分離進学となるので、指導計画の作成や小中学校の交流等に際して、十分な配慮を行ってきました。

○「施設併設型」での義務教育９年間を通した系統的・継続的な指導

平成 30 年度には東小学校の校舎が新築され、北高根沢中学校との「施設併設型」となり、東小学校と北高根沢中学校を研究推進校に設定しました。

これまでに中学生が小学校を訪問して学年ごとに読み聞かせを行ったり、中学生が企画した交流会に両校の小中学生が一堂に会してゲームを通して交流したりしてきました。また、教職員も相互に授業参観を行うなど、交流の実践を重ねてきました。

このような実践を積み重ね、得られた教育効果について検証し、「施設連携型」「施設併設型」での小中一貫教育を推進していきます。

阿久津中学校区	阿久津中学校・阿久津小学校・西小学校	中央小学校
北高根沢中学校区	北高根沢中学校・東小学校・上高根沢小学校・北小学校	

「施設併設型」

5 小中一貫教育のねらい

「学ぶ意欲の向上」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成（食べて・動いて・よく寝よう運動）」を小中一貫教育のねらいとします。

（１）学ぶ意欲の向上

系統的・継続的に学習指導を行うことにより、学習習慣の定着を図り、児童生徒の学ぶ意欲を向上させます。

- ▶ 学ぶ意欲を高める学習指導の充実
- ▶ 伝える楽しさを味わう英語教育の充実
- ▶ 自己の生き方を考えるキャリア教育の充実
- ▶ 個々の良さを生かす特別支援教育の充実
- ▶ 効果的な活用力を高める情報教育の充実

（２）豊かな心の育成

道徳教育の充実、児童生徒の望ましい人間関係づくりなどを実施することにより、豊かな心を育成します。

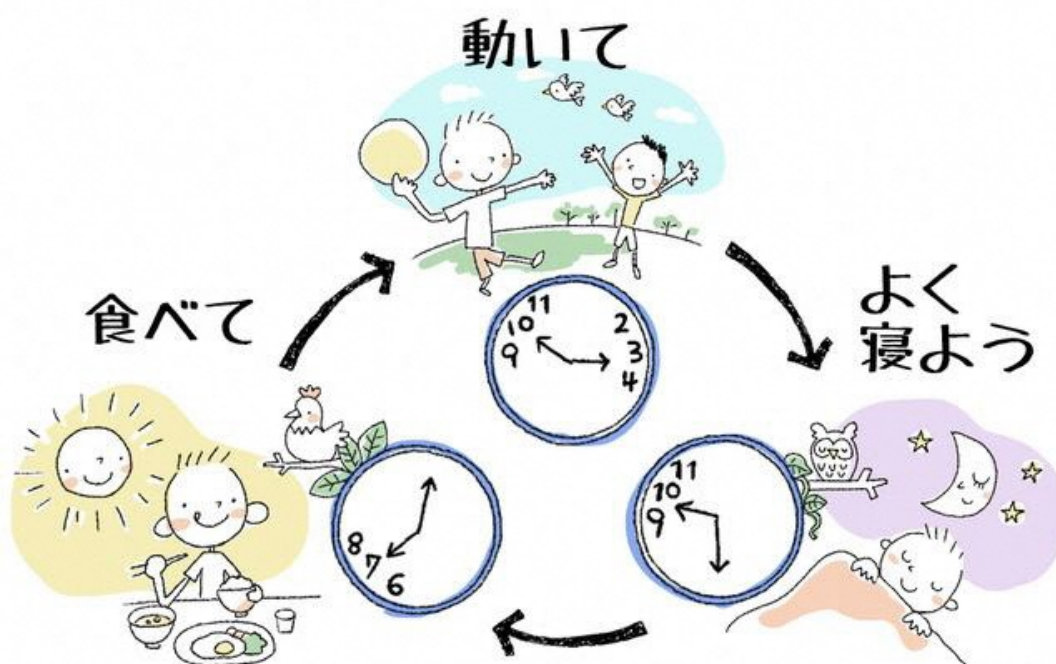
- ▶ 豊かな心を育成する道徳教育の充実
- ▶ 自己指導能力を高める児童・生徒指導の充実

※自己指導能力とは「児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力」を指します。
（「生徒指導提要」令和４年１２月文部科学省）

(3) 健やかな体の育成（食べて・動いて・よく寝よう運動）

「食べて（朝）・動いて（昼）・よく寝よう（夜）」の実践のため、体育科・保健体育科や保健教育の充実、並びに地域性を生かした食育を推進することにより、健やかな体を育成します。

- ▶ 運動意欲を高める教科体育の充実
- ▶ 健康な生活の実践力を高める保健教育の充実
- ▶ 望ましい食生活の実践力を高める食育指導の充実



6 小中一貫教育の内容

(1) 学ぶ意欲の向上

学ぶ意欲の向上を図るために、次の具体策を実施します。

学習指導部会

学ぶ意欲を
高める
学習指導の充実

課題解決型の授業づくりを推進し、課題に主体的に取り組む授業を行います。さらに、一人一人のよさを認め励ますことで、児童生徒が自ら学ぶ意欲を高め、学力の向上を図ります。

英語教育部会

伝える楽しさを
味わう
英語教育の充実

指導方法の工夫・改善に取り組むことにより、コミュニケーション能力や語学力を高めていきます。
また、研修会等を通して外国語に係る小学校と中学校の円滑な接続が図れるように連携します。

キャリア教育部会

自己の生き方
を考える
キャリア教育
の充実

児童生徒の発達段階に応じた計画のもと、自己の生き方について考える契機となる活動を実施することにより、児童生徒の学ぶ意欲を高めたり、働くことへの職業観を育成したりします。

特別支援教育部会

個々の良さを
生かす
特別支援教育
の充実

特別な支援を要する児童生徒の情報交換を密にし、協力体制を整え、小中学校で継続した指導を行うことで、児童生徒が個々の良さを最大限に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を身に付けることができるようにします。

情報教育部会

効果的な活用力
を高める
情報教育の充実

全小中学校において、タブレットパソコンなどのICT機器を活用し、個に応じたきめ細かな学習指導を行います。ICT機器を効果的に活用した、児童生徒にとって分かりやすく、学習意欲が高まり理解が深まる授業の実現を目指します。

（2）豊かな心の育成

豊かな心の育成を図るために、次の具体策を実施します。

道徳教育部会

豊かな心を
育成する
道徳教育の
充実

学校教育活動全体を通して、児童生徒に思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育みます。道徳科では、答えが一つではなく正解が存在しない問題について、多様な考えに触れながら、どのような考え方をすればよいのか、何を大切にすればよいのかを、児童生徒一人一人が考え、迷い、悩みながら育つ授業を行います。

児童・生徒指導部会

自己指導能力
を高める
児童・生徒指
導の充実

全ての児童生徒が安心して学び、楽しい学校生活を送ることができるようにするため、いじめや不登校を生まない学校・学級づくりや未然防止、早期発見・早期対応の取組を進め、教職員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、及び関係機関が連携・協力し、組織的な取組を行います。また、児童生徒が学校生活の様々な場面で自己選択・自己決定を経験し、責任ある行動を通して、自己指導能力を高めていきます。

(3) 健やかな体の育成（食べて・動いて・よく寝よう運動）

健やかな体の育成を図るために、次の具体策を実施します。

体力向上部会

運動意欲を
高める
教科体育の充実

体育科・保健体育科、教科外の体育的活動の一層の充実を図り、運動の苦手な児童生徒を減らし、体力・運動能力を向上させます。体育科・保健体育科においては、ねらいを明確にし、運動量の豊富な授業を展開します。また、小学校低学年における「運動遊び」の時期を充実させることから学校体育の一層の充実を図ります。

保健教育部会

健康な生活の
実践力を高める
保健教育の充実

児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を系統的・連続的に指導し、健康な生活を実践しようとする態度を育てます。また、本町児童生徒の現代的な健康課題を分析し、9年間を見通した系統的な指導を行います。

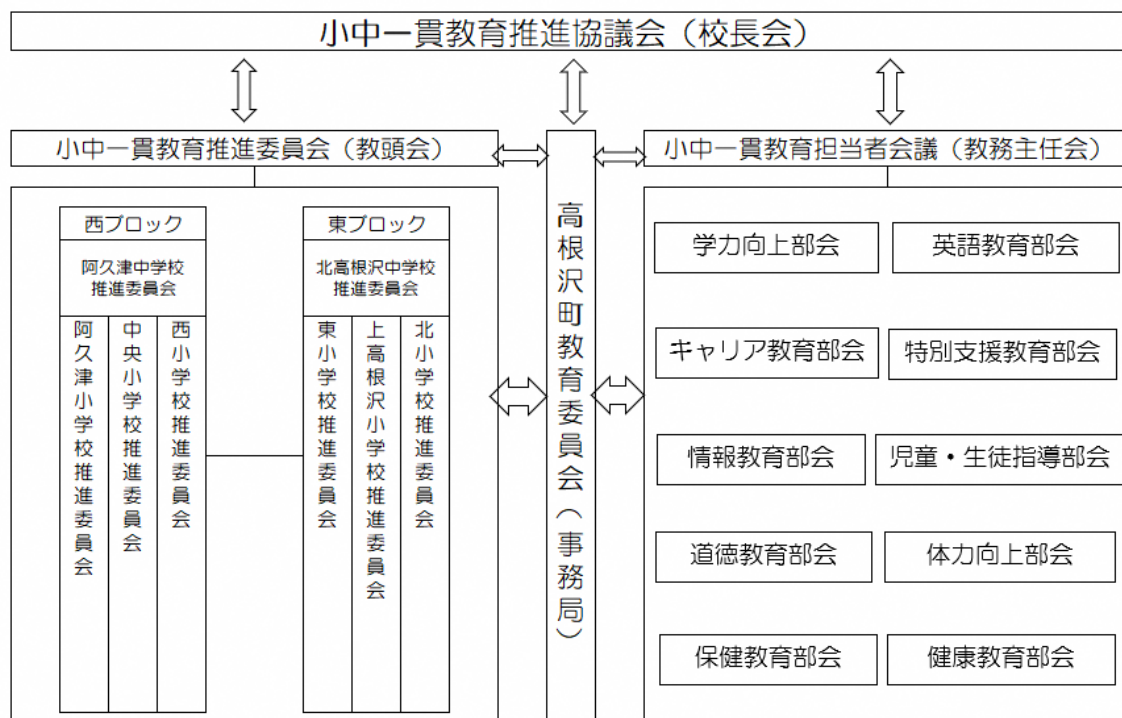
健康教育部会

望ましい
食生活の実践力
を高める
食育指導の充実

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食生活を身に付けさせるため、栄養教諭と連携して食に関する授業の推進に取り組みます。また、学校給食を通じて、食への関心を高め、食と成長に関して正しい理解を図り、実践力を高めます。

7 小中一貫教育のための推進組織

以下の推進組織により、小中一貫教育を実施していきます。



（１）小中一貫教育推進協議会

目的	小中一貫教育のねらいを達成するための意思決定を行います。また、小中一貫教育推進委員会、小中一貫教育担当者会議に働きかけを行い、小中一貫教育の実施に向けた指導を行います。小中一貫教育の実施状況について評価し、改善の方策等を検討します。
構成員	各小中学校長
開催時期	原則として、月に１回程度の開催
具体的な取組	▶小中一貫教育の目指す児童生徒像を具現化するための重点具体策を決定します。 ▶小中一貫教育の実施状況の評価します。 ▶小中一貫教育の改善に向けての方策等を検討します。 ▶小中一貫教育推進委員会、小中一貫教育担当者会議へ指示・伝達し、実施に向けた指導を行います。

（２）小中一貫教育推進委員会

目的	小中一貫教育推進協議会の決定事項や協議内容を踏まえ、各ブロックの事業内容の具体的な実施方法や実施時期等について決定します。また、各ブロックの取組についてねらいに照らしながら内容を検討し、より充実した活動になるよう指導・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を図ります。
構成員	各小中学校教頭
開催時期	原則として、月に１回程度の開催
具体的な取組	▶各ブロック活動の進捗状況を把握し、その効果について検証します。 ▶教職員の各種合同研修等の実施方法や実施時期を協議します。 ▶児童生徒の交流活動の実施方法や実施時期を協議します。 ▶各ブロック小中一貫教育推進委員会の活動の進捗状況を確認し、指導・助言をします。

(3) 小中一貫教育担当者会議

目的	各種部会の取組について、ねらいに照らしながらより充実した活動になるよう支援します。また、各種部会の活動が充実するよう教育課程上の調整を行い、小中一貫教育推進委員会と連携することで、小中一貫教育の取組の充実を図ります。 また、キャリア教育部会を兼ね、系統的に実施するキャリア教育を推進します。
構成員	各小中学校教務主任
開催時期	原則として、月に1回程度の開催
具体的な取組	▶ 小中一貫教育指導計画の実践について評価し、改善のための具体的な方策を検討します。 ▶ 各種部会の進捗状況や実施状況を把握・支援するとともに、小中一貫教育推進委員会との連携を図ります。 ▶ 小中一貫教育に係る児童生徒の交流等に関しての行事調整を行います。 ▶ キャリア教育を系統的に実施するため小中が連携した取組を検討します。

（４）各種部会

小中一貫教育で目指す児童生徒像やねらいを共有し合いながら、これまでの小中一貫教育の課題や今日的課題を踏まえ、小中一貫教育を推進していくために、今後の運営全般について話し合ったり実践したりする各種部会を設置します。

学力向上部会（学習指導主任）

「学ぶ意欲を高める学習指導の充実」

- ▶ 今日的な教育の課題に向き合い、授業改善に向けた組織的な研究を授業研究を中心に進めます。
- ▶ 各種学力調査等の結果を踏まえた、本町の児童生徒の学力についての課題を分析し、課題解決に向けた方策を検討します。
- ▶ 小中学校での系統的・連続的な学習指導を行うための方策を検討します。
- ▶ 家庭と連携した学習習慣定着のための方策について検討します。

英語教育部会（外国語科主任・英語科主任）

「伝える楽しさを味わう英語教育の充実」

- ▶ 学ぶ意欲を高める英語教育を推進します。
- ▶ 小中学校の系統性をもたせた指導計画のもと、授業を実施します。
- ▶ 担任・英語専科教員・JTE・ALT が連携し、効果的な授業を実施します。

キャリア教育部会（教務主任）

「自己の生き方を考えるキャリア教育の充実」

- ▶ 学級活動や学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- ▶ キャリアパスポートの効果的な活用を検討し、実践します。
- ▶ 様々な職業の方と交流することを通して、職業観を育みます。

特別支援教育部会（特別支援教育コーディネーター）

「個々の良さを生かす特別支援教育の充実」

- ▶ 小中学校での特別な支援を要する児童生徒の情報を共有し、支援方法を検討し、実践します。
- ▶ スクールカウンセラーや町関係機関と連携して小中学校での系統性・連続のある特別支援教育を行うための手だてを検討します。

情報教育部会（情報教育主任）

「効果的な活用力を高める情報教育の充実」

- ▶ ICT 機器の効果的な活用による指導の充実を図り、学ぶ意欲を高めます。
- ▶ 児童生徒が、ICT や情報通信ネットワークなどに慣れ親しみ、適切な活用を図ることができるようにします。
- ▶ 情報モラルに対する正しい判断力を身に付けた児童生徒を育成するために、小中一貫した指導を行います。

道徳教育部会（道徳教育推進教師）

「豊かな心を育成する道徳教育の充実」

- ▶ 小中学校が連携し町としての重点化を図りながら、児童生徒や学校の実態に応じた道徳教育を推進します。
- ▶ 「いじめ未然防止」に視点をあて、小中一貫した指導内容を検討します。

児童・生徒指導部会（児童指導主任・生徒指導主事）

「自己指導能力を高める児童・生徒指導の充実」

- ▶ 各小中学校の児童・生徒指導に関わる情報を共有し、本町の小中学校での児童・生徒指導上の課題を分析し、課題解決に向けた方策を検討します。
- ▶ 人権意識を高めるための小中一貫した取組について検討し、実践します。

体力向上部会（体育主任・保健体育主任）

「運動意欲を高める教科体育の充実」

- ▶ 児童生徒の体力に関する課題を明確にし、教科体育における指導の改善を図ります。
- ▶ 運動の系統性を重視した、小中一貫した指導内容等を検討し、実践します。
- ▶ 「運動遊びプログラム」を効果的に活用した授業を実施し、運動における小中学校の連携を図ります。

保健教育部会（養護教諭）

「健康な生活の実践力を高める保健教育の充実」

- ▶ 小中学校が連携し、児童生徒の健康の保持増進に必要な能力・態度を育てます。
- ▶ 9年間を見通した系統的な保健教育を実施します。

健康教育部会（食育主任・栄養教諭・学校栄養士）

「望ましい食生活の実践力を高める食育指導の充実」

- ▶ 小中一貫した「食に関する指導全体計画」をもとに、9年間を見通した食に関する指導を行います。

(5) 各ブロック小中一貫教育推進委員会

目的	小中一貫教育推進委員会（教頭会）での決定事項を踏まえ、また、各学校の校内小中一貫教育推進委員会との連携を図り、各ブロック内での小中一貫教育に関する事業の実施についての諸計画を立案します。また、各学校での活動を支援します。
ブロック構成	西ブロック：阿久津中学校、阿久津小学校、中央小学校、西小学校 東ブロック：北高根沢中学校、東小学校、上高根沢小学校、北小学校
構成員	中学校長（委員長）、小学校長（副委員長1名）、教頭、その他必要に応じた構成員
開催方法	委員長が委員会を開催
具体的な取組	▶ ブロック内小中学校において、一貫性のある目指す児童生徒像を設定し、そのための具体的な手立てについて検討します。 ▶ 各ブロックにおける小中一貫教育年間推進計画を作成します。 ▶ 児童生徒の交流活動の活動案を作成します。 ▶ 教職員の各種合同研修会等の計画案を作成します。 ▶ 取組を検証し、改善の手だてを検討します。

(6) 各学校別小中一貫教育推進委員会

目的	各ブロック小中一貫教育推進委員会や各小中学校推進委員会の決定事項を踏まえ、各学校で小中一貫教育を円滑に実施する上での校内推進体制を整備し、小中一貫教育に具体的に取り組めます。
構成員	各学校運営委員会を基本としたメンバー、その他必要に応じたメンバー
開催方法	校長が委員会を開催
具体的な取組	▶ 小中一貫教育の目標やねらい、重点内容を全教職員へ周知します。 ▶ ブロックにおける一貫性のある、目指す児童生徒像に向けた具体的な方策について検討します。 ▶ 小中一貫教育校内推進体制を確立します。 ▶ 児童生徒の交流活動の細案を作成します。

第7章

計画の実現にあたって

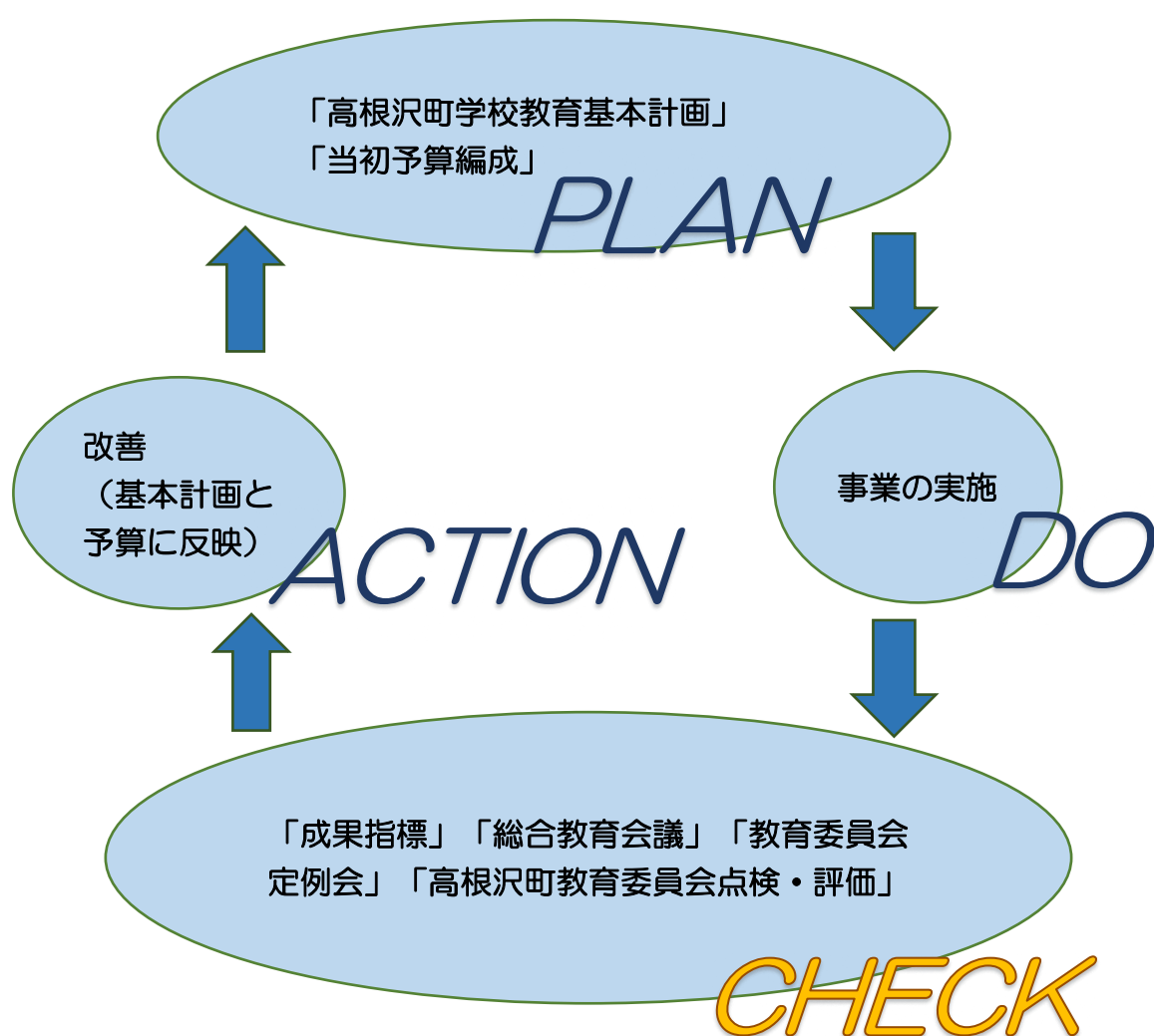
1 計画の実現に向けて

第7章 計画の実現にあたって

1 計画の実現に向けて

計画の実現にあたっては、PLAN－DO－CHECK－ACTION のサイクルで事業を推進する必要があります。

そこで、成果指標により進捗状況を管理しながら、計画の実効性を高めていきます。また、本計画の推進にあたっては、年間2回程度開催する「総合教育会議」、月1回程度開催する「教育委員会定例会」、年間1回開催する教育に関し学識経験を有する者を点検・評価委員とした「高根沢町教育委員会点検・評価」において進捗状況を確認して、事業の改善などを検討していきます。



高根沢町学校教育基本計画

策 定 令和8年 2月

発 行 令和8年 4月

発行者 高根沢町教育委員会